

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須賀川市長 大寺 正晃

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 須賀川市<br>(07207)    |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 吉美根地区<br>(吉美根)     |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年2月10日<br>(第3回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・高齢者が多く、そのうえ後継者がいないため、今後、耕作放棄地が増えていくと予想され、地域が一体となって新しい担い手を見つける必要がある。

・基盤整備されておらず大規模化が難しく、また、資材経費や農機具の維持費がかかり、現在の農業所得では、子供たちに農業を継がせることができない。

・兼業農家が多く、農業だけを中心に行っている農家が少ないため規模拡大することが難しい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、果樹、野菜を主要作物とし、新規需要米、加工用米、飼料用米への転作を進め、新品種の導入や改植、有機農業への切り替えを検討し、栽培方法を確立する。

・農地中間管理機構等を活用し農用地の集積を図り、さらに、基盤整備を推進し、次世代にとって農業を行いやすい環境を整える。

・スマート農業機器等を導入することで農作業の効率化や省力化を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 137.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 137.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                      |
| ・農地中間管理機構を利用し、認定農業者、新規就農者等の中心的な担い手に農地を集約していくことで団地数を削減し、団地面積を拡大していく。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                      |
| ・農地中間管理機構を活用し、集積・集約に向けてマッチングを行う。<br>・農業者に情報が入ってきやすいよう地域で連携を図る。        |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                       |
| ・担い手のニーズに合わせ、活用できる事業等があれば基盤整備を実施し、担い手が利用しやすい農地を確保する。                  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                  |
| ・地域内外から様々な経営体を集め、地域の担い手として育成していくため、市及びJA夢みなみ等と連携し、人が入ってきやすい土壌づくりを進める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                   |
| ・市農業公社などの受託組織への農作業の一部委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。                     |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                              |                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策・・・今後、イノシシやその他の野生生物による被害を予防・防止するための体制を整え、被害が出た場合に対策を実施する。
- ②有機・減農薬・減肥料・・・農作物の付加価値を高め、農業所得の確保につなげる取組を検討する。
- ③スマート農業・・・担い手の減少・高齢化が見込まれる中、省力技術・労働負担軽減技術として導入を検討する。
- ④畑地化・輸出等・・・畑地化できる圃場がある場合には畑地化を検討する。輸出等についても販路拡大策の一つとして検討する。
- ⑤果樹等・・・販売単価の高い果樹や野菜などの園芸品目の導入・拡大・改植を推進する。既存の品目については生産安定につながる施設化や施設導入を検討する。
- ⑥燃料・資源作物等・・・遊休農地や需給調整に取り組む水田に燃料・資源作物等の導入を検討・推進する。
- ⑦保全・管理等・・・多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度等に取り組み、農地の保全・管理に努める。作物作付が困難なほ場においては、遊休化や荒廃の防止のため、永年性作物の作付けを検討する。
- ⑧農業用施設・・・担い手の営農や利用状況などを考慮し、農業用施設・共同利用施設の計画的な更新や集約化を進める。
- ⑨耕畜連携・・・飼料作物を生産し、家畜排せつ由来のたい肥を利用することで資源循環を推進する。